

和歌山市公報

告示 第113号 別冊

令和5年(2023年)3月17日(号外第7号)

令和5年度和歌山市一般会計予算

令和5年度和歌山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ147,265,787千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市 税		59,299,867
	1 市 民 税	23,092,899
	2 固 定 資 産 税	25,661,650
	3 軽 自 動 車 税	1,223,515
	4 市 た ば こ 税	2,775,053
	5 鉱 産 税	1
	6 都 市 計 画 税	4,277,102
	7 事 業 所 税	2,250,147
	8 入 湯 税	19,500
2 地 方 譲 与 税		854,000
	1 特 別 と ん 譲 与 税	174,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	468,000
	3 地 方 揮 発 油 譲 与 税	169,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	43,000
3 利 子 割 交 付 金		20,000
	1 利 子 割 交 付 金	20,000
4 配 当 割 交 付 金		505,000
	1 配 当 割 交 付 金	505,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		318,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	318,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		632,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	632,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		9,174,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	9,174,000
8 ゴルフ場利用税交付金		17,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	17,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		74,000

(単位 千円)

款	項	金額
	1 環境性能割交付金	74,000
10 地方特例交付金		365,000
	1 地方特例交付金	360,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	5,000
11 地方交付税		15,152,000
	1 地方交付税	15,152,000
12 交通安全対策特別交付金		40,000
	1 交通安全対策特別交付金	40,000
13 分担金及び負担金		290,279
	1 負担金	290,279
14 使用料及び手数料		2,574,177
	1 使用料	1,848,384
	2 手数料	725,793
15 国庫支出金		31,421,121
	1 国庫負担金	23,819,712
	2 国庫補助金	2,354,880
	3 国庫交付金	5,234,032
	4 国庫委託金	12,497
16 県支出金		11,545,239
	1 県負担金	8,096,712
	2 県補助金	2,523,353
	3 県交付金	847,740
	4 県委託金	73,934
	5 県貸付金	3,500
17 財産収入		393,222
	1 財産運用収入	295,307
	2 財産売払収入	97,915
18 寄附金		1,957,998
	1 寄附金	1,957,998

(単位 千円)

款	項	金額
19 繰入金		310,859
	1 基金繰入金	148,087
	2 特別会計繰入金	162,772
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		3,763,824
	1 延滞金・加算金及び過料	76,077
	2 市預金利子	1
	3 貸付金収入	1,705,146
	4 受託事業収入	569,842
	5 弁償金	40
	6 物品売払収入	427
	7 雑収入	1,412,291
22 市債		8,558,200
	1 市債	8,558,200
歳入合計		147,265,787

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		883,864
	1 議会費	883,864
2 総務費		11,282,337
	1 総務管理費	6,689,971
	2 徴税費	1,450,263
	3 市民生活費	577,376
	4 戸籍住民基本台帳費	725,200
	5 選挙費	385,035
	6 統計調査費	40,501
	7 文化スポーツ費	1,231,775
	8 監査委員費	110,817
	9 人事委員会費	71,399
3 民生費		71,284,633
	1 社会福祉費	29,341,469
	2 生活保護費	17,865,558
	3 児童福祉費	19,828,126
	4 災害救助費	12,282
	5 年金保険費	3,733,536
	6 市民福祉費	503,662
4 衛生費		9,291,920
	1 保健衛生費	4,445,329
	2 清掃費	4,657,014
	3 環境保全費	189,577
5 農林水産業費		910,822
	1 農業費	653,824
	2 農林緑花費	121,794
	3 水産業費	135,204
6 商工費		4,315,327
	1 商工費	2,605,847

(単位 千円)

款	項	金額
	2 観 光 費	1,709,480
7 土 木 費		7,656,469
	1 土 木 管 理 費	881,784
	2 道 路 橋 梁 費	2,702,343
	3 河 川 費	327,670
	4 都 市 計 画 費	804,758
	5 都 市 計 画 道 路 費	377,458
	6 公 園 費	407,054
	7 下 水 道 費	302,480
	8 住 宅 費	1,852,922
8 消 防 費		5,577,841
	1 消 防 費	5,577,841
9 教 育 費		9,105,947
	1 教 育 総 務 費	2,003,368
	2 小 学 校 費	2,440,679
	3 中 学 校 費	852,977
	4 高 等 学 校 費	634,931
	5 幼 稚 園 費	480,181
	6 社 会 教 育 費	2,153,618
	7 保 健 体 育 費	540,193
10 公 債 費		18,224,661
	1 公 債 費	18,224,661
11 諸 支 出 金		8,661,966
	1 公 営 企 業 費	8,661,966
12 予 備 費		70,000
	1 予 備 費	70,000
歳 出 合 計		147,265,787

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
奨学金返還助成事業 (令和5年度募集分)	令和6年度 令和10年度	250千円×交付対象者 奨学金受取総月数/12
合 計		-

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・税系システム移行事業	令和6年度	737,990
合 計		737,990

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市税納税通知書封入封緘等委託事業	令和6年度	41,861
合 計		41,861

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
個人市民税課税資料パンチ委託事業	令和6年度	255
合 計		255

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
滞納整理・電話催告事業	令和6年度 令和7年度	39,771
合 計		39,771

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域福祉計画策定事業	令和 6 年度	2,219
合 計		2,219

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
子ども・子育て支援事業計画策定事業	令和 6 年度	3,260
合 計		3,260

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業者経営改善資金利子補給事業	令和 6 年度 ～ 令和 9 年度	貸付限度額 800,000 千円の年 1.0% を上限として利息相当額の $\frac{1}{2}$
合 計		-

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
シニア・女性起業家支援資金利子補給事業	令和 6 年度 ～ 令和 9 年度	貸付限度額 200,000 千円の年 1.0% を上限として利息相当額の $\frac{1}{2}$
合 計		-

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方道整備事業 (河西橋)	令和 6 年度 ～ 令和 7 年度	1,226,000
合 計		1,226,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
住居表示事業	令和 6 年度	11,682
合 計		11,682

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
高機能消防指令システム等構築事業	令和 6 年度 令和 1 1 年度	2,305,226
合 計		2,305,226

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中学校給食民間委託事業	令和 6 年度 令和 7 年度	109,157
合 計		109,157

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
図書館システム整備事業	令和 6 年度 令和 1 0 年度	72,336
合 計		72,336

第3表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公用自動車購入事業	7,300	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
庁舎整備事業	111,400	〃	〃	〃
文化施設整備事業	15,100	〃	〃	〃
スポーツ施設整備事業	5,400	〃	〃	〃
スカイタウンつつじが丘テニスコート周辺整備事業	97,800	〃	〃	〃
あいあいセンター整備事業	68,400	〃	〃	〃
保育所整備事業	8,900	〃	〃	〃
認定こども園等整備事業	20,800	〃	〃	〃
児童館整備事業	3,500	〃	〃	〃
斎場整備事業	48,600	〃	〃	〃
清掃運搬施設整備事業	16,500	〃	〃	〃
環境保全事業	5,200	〃	〃	〃
農業施設整備事業	137,200	〃	〃	〃
漁港環境整備事業	3,500	〃	〃	〃
沿岸漁場整備開発事業	6,400	〃	〃	〃
観光基盤施設整備事業	457,800	〃	〃	〃
和歌山城公園整備事業	48,600	〃	〃	〃
道路施設改善事業	512,900	〃	〃	〃
緊急避難道路等整備事業	34,600	〃	〃	〃
地方道整備事業	478,700	〃	〃	〃
交通安全施設整備事業	4,500	〃	〃	〃
河川整備事業	83,900	〃	〃	〃
準用河川改修事業	63,400	〃	〃	〃
都市再生整備事業	12,400	〃	〃	〃

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
都市計画県工事負担金	2,900	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
街路事業	192,400	〃	〃	〃
公園施設整備事業	49,600	〃	〃	〃
水路維持事業	4,000	〃	〃	〃
下水路整備事業	42,700	〃	〃	〃
住宅改善事業	322,600	〃	〃	〃
消防施設整備事業	693,600	〃	〃	〃
小学校施設整備事業	141,200	〃	〃	〃
中学校施設整備事業	163,900	〃	〃	〃
幼稚園施設整備事業	8,600	〃	〃	〃
地区集会所整備事業	2,700	〃	〃	〃
こども科学館整備事業	3,100	〃	〃	〃
コミュニティセンター整備事業	16,400	〃	〃	〃
水道事業会計出資金	568,200	〃	〃	〃
臨時財政対策債	2,140,000	〃	〃	〃
借換債	1,953,500	〃	〃	〃
計	8,558,200			

令和5年度和歌山市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度和歌山市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,098,546千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		6,776,804
	1 国民健康保険料	6,776,804
2 使用料及び手数料		1,001
	1 手数料	1,001
3 国庫支出金		1,125
	1 国庫補助金	1,125
4 県支出金		29,436,930
	1 県補助金	65,737
	2 県交付金	29,371,193
5 繰入金		3,679,699
	1 一般会計繰入金	3,679,699
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		202,986
	1 貸付金収入	1
	2 雑収入	202,985
歳入合計		40,098,546

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		542,491
	1 総務管理費	542,491
2 保険給付費		29,198,404
	1 療養諸費	25,438,301
	2 高額療養費	3,615,000
	3 移送費	300
	4 出産育児諸費	112,392
	5 葬祭諸費	15,900
	6 傷病手当諸費	16,511
3 国民健康保険事業費納付金		9,833,833
	1 医療給付費分納付金	7,004,741
	2 後期高齢者支援金等分納付金	2,109,108
	3 介護納付金分納付金	719,984
4 共同事業拠出金		30
	1 共同事業拠出金	30
5 保健事業費		359,382
	1 特定健康診査等事業費	293,840
	2 保健事業費	65,542
6 公債費		790
	1 公債費	790
7 諸支出金		153,616
	1 償還金及び還付加算金	153,616
8 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出	合計	40,098,546

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令和6年度	5,361
合	計	5,361

令和5年度和歌山市卸売市場事業特別会計予算

令和5年度和歌山市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ637,219千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		243,559
	1 使用料	243,558
	2 手数料	1
2 国庫支出金		300
	1 国庫交付金	300
3 繰入金		199,365
	1 一般会計繰入金	199,365
4 諸収入		186,495
	1 雑収入	186,495
5 市債		7,500
	1 市債	7,500
歳入合計		637,219

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 卸売市場費		550,034
	1 卸売市場費	550,034
2 公債費		87,085
	1 公債費	87,085
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		637,219

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中央卸売市場施設整備事業	令和6年度 } 令和7年度	3,442,660
合	計	3,442,660

第3表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
卸売市場整備 事業	7,500	証書借入又 は債券発行	年4.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り入 れる政府資金及び地方公 共団体金融機構資金につ いて、利率の見直しを行っ た後においては、当該見 直し後の利率)	政府その他の資金の借入 れについては、その融通条 件による。ただし、市財政 の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借り 換えることができる。
計	7,500			

令和5年度和歌山市土地造成事業特別会計予算

令和5年度和歌山市の土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ410,356千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		347
	1 使用料	347
2 財産収入		6
	1 財産運用収入	6
	(財産売払収入)	
3 諸収入		410,003
	1 雑収入	410,003
歳入	合計	410,356

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 スカイタウン つつじが丘造成費		13,602
	1 宅地分譲事業費	13,602
2 公債費		1,754
	1 公債費	1,754
3 前年度繰上充用金		395,000
	1 前年度繰上充用金	395,000
歳出	合計	410,356

令和5年度和歌山市土地区画整理事業特別会計予算

令和5年度和歌山市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,654千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		747
	1 東和歌山第二地区土地区画 整理事業一般会計繰入金	747
2 繰越金		5,907
	1 東和歌山第二地区土地区画 整理事業繰越金	5,907
歳入	合計	6,654

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 東和歌山第二地区 土地区画整理事業費		6,654
	1 東和歌山第二地区 土地区画整理事業費	6,654
歳出	合計	6,654

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
東和歌山第二地区土地区画整備事業	令和6年度	12,973
合	計	12,973

令和5年度和歌山市住宅改修資金貸付事業特別会計予算

令和5年度和歌山市の住宅改修資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,156千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000千円と定める。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		35,156
	1 貸 付 金 収 入	35,156
歳 入	合 計	35,156

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 住宅改修資金貸付事業費		156
	1 住宅改修資金貸付事業費	156
2 前年度繰上充用金		35,000
	1 前年度繰上充用金	35,000
歳 出	合 計	35,156

令和5年度和歌山市住宅新築資金貸付事業特別会計予算

令和5年度和歌山市の住宅新築資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ588,884千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、587,000千円と定める。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		588,884
	1 貸 付 金 収 入	240,827
	2 雑 入	348,057
歳 入	合 計	588,884

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 住宅新築資金貸付事業費		2,603
	1 住宅新築資金貸付事業費	2,603
2 前年度繰上充用金		586,281
	1 前年度繰上充用金	586,281
歳 出	合 計	588,884

令和5年度和歌山市宅地取得資金貸付事業特別会計予算

令和5年度和歌山市の宅地取得資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ239,390千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、239,000千円と定める。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		239,390
	1 貸 付 金 収 入	118,418
	2 雑 入	120,972
歳 入	合 計	239,390

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 宅地取得資金貸付事業費		1,058
	1 宅地取得資金貸付事業費	1,058
2 前年度繰上充用金		238,332
	1 前年度繰上充用金	238,332
歳 出	合 計	239,390

令和5年度和歌山市駐車場管理事業特別会計予算

令和5年度和歌山市の駐車場管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,666,063千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,480,000千円と定める。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		226,618
	1 使用料	226,618
2 繰入金		1,280
	1 一般会計繰入金	1,280
3 諸収入		1,438,165
	1 雑収入	1,438,165
歳入	合計	1,666,063

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 駐車場管理費		89,301
	1 駐車場管理費	89,301
2 道路駐車場管理費		98,462
	1 道路駐車場管理費	98,462
3 前年度繰上充用金		1,478,000
	1 前年度繰上充用金	1,478,000
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳出	合計	1,666,063

令和5年度和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和5年度和歌山市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ347,292千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,955
	1 一般会計繰入金	1,955
2 繰越金		233,170
	1 繰越金	233,170
3 諸収入		112,167
	1 貸付金収入	112,157
	2 雑収入	10
歳入合計		347,292

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		153,003
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	153,003
2 公債費		132,269
	1 公債費	132,269
3 諸支出金		62,020
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業繰出金	62,020
歳出合計		347,292

令和5年度和歌山市介護保険事業特別会計予算

令和5年度和歌山市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,964,967千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

- 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 介護保険料		7,667,439
	1 介護保険料	7,667,439
2 使用料及び手数料		322
	1 手数料	322
3 国庫支出金		11,298,189
	1 国庫負担金	7,829,951
	2 国庫交付金	3,468,238
4 県支出金		5,865,139
	1 県負担金	5,655,303
	2 県交付金	209,836
5 支払基金交付金		11,575,374
	1 支払基金交付金	11,575,374
6 財産収入		477
	1 財産運用収入	477
7 繰入金		7,553,935
	1 一般会計繰入金	6,754,544
	2 基金繰入金	799,391
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		4,091
	1 雑収入	4,091
歳入	合計	43,964,967

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		769,836
	1 総務管理費	325,164
	2 介護認定費	444,672
2 保険給付費		41,503,968
	1 介護サービス等諸費	40,168,875
	2 高額介護サービス等費	1,130,330
	3 高額医療合算介護サービス等費	156,167
	4 市町村特別給付費	10,858
	5 その他諸費	37,738
3 地域支援事業費		1,572,423
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,362,745
	2 一般介護予防事業費	6,427
	3 包括的支援事業・任意事業費	197,603
	4 その他諸費	5,648
4 基金積立金		477
	1 基金積立金	477
5 諸支出金		113,263
	1 償還金及び還付加算金	12,511
	2 重層的支援体制整備事業繰出金	100,752
6 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出	合計	43,964,967

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令和6年度	7,442
合	計	7,442

令和5年度和歌山市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度和歌山市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,704,365千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		4,492,069
	1 後期高齢者医療保険料	4,492,069
2 使用料及び手数料		101
	1 手数料	101
3 繰入金		6,202,031
	1 一般会計繰入金	6,202,031
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		10,163
	1 雑収入	10,163
歳入合計		10,704,365

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		70,809
	1 総務管理費	70,809
2 後期高齢者医療広域連合納付金		10,624,083
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	10,624,083
3 諸支出金		6,473
	1 償還金及び還付加算金	6,473
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		10,704,365

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令和6年度	9,237
合	計	9,237

令和5年度和歌山市直轄事業用地先行取得事業特別会計予算

令和5年度和歌山市の直轄事業用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ922,420千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第23.0条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		651,000
	1 財産売却収入	651,000
2 繰入金		220
	1 一般会計繰入金	220
3 市債		271,200
	1 市債	271,200
歳入合計		922,420

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 国道42号事業費		922,420
	1 国道42号事業費	922,420
歳出合計		922,420

第2表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
直轄事業用地 先行取得事業	271,200	証書借入又 は債券発行	年4.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り入 れる政府資金及び地方公 共団体金融機構資金につ いて、利率の見直しを行っ た後においては、当該見 直し後の利率)	政府その他の資金の借入 れについては、その融通条 件による。ただし、市財政 の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借り 換えることができる。
計	271,200			

令和5年度和歌山市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	187,483戸
(2) 年間総配水量	46,602,000m ³
(3) 一日平均配水量	127,328m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管整備事業	2,546,941千円
配水施設整備事業	168,969千円
原浄水施設新設改良事業	162,670千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	7,736,631千円	
第1項 営業収益	7,144,393千円	
第2項 営業外収益	592,238千円	
	支	出
第1款 水道事業費	7,382,690千円	
第1項 営業費用	6,551,020千円	
第2項 営業外費用	798,670千円	
第3項 特別損失	3,000千円	
第4項 予備費	30,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,631,269千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額241,976千円、過年度分損益勘定留保資金873,631千円及び当年度分損益勘定留保資金2,515,662千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 水道事業資本的収入	2,275,100千円	
第1項 企業債	1,635,400千円	
第2項 出資金	568,218千円	

第3項 補助金 4,033千円

第4項 負担金 67,449千円

支出

第1款 水道事業資本的支出 5,906,369千円

第1項 建設改良費 2,934,194千円

第2項 企業債償還金 2,972,175千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
加納浄水場運転管理業務委託	令和6年度から 令和8年度まで	398,265 ^{千円}
配水管整備事業	令和6年度	125,242
送水管複線化事業	令和6年度	165,972
加納浄水場更新設備事業	令和6年度	477,317

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配水管 整備事業	1,477,600 ^{千円}	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和5年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配水施設 整備事業	65,500			
施設 整備事業	92,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金

額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,182,497千円

(2) 交際費 54千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業費の一部に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,256千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、236,256千円と定める。

令和5年度和歌山市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 給水工場数 | 44工場 |
| (2) 年間総配水量 | 88,708,000 ^m ³ |
| (3) 一日平均配水量 | 242,372 ^m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 原浄水施設新設改良事業 | 133,286千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 工業用水道事業収益	2,357,238千円
第1項 営 業 収 益	2,275,759千円
第2項 営 業 外 収 益	81,479千円
	支 出
第1款 工業用水道事業費	1,899,323千円
第1項 営 業 費 用	1,708,058千円
第2項 営 業 外 費 用	181,265千円
第3項 予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額179,738千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,781千円及び減債積立金169,957千円で補填するものとする。）。

	収 入
第1款 工業用水道事業資本的収入	589,186千円
第1項 企 業 債	71,400千円
第2項 補 助 金	17,300千円
第3項 負 担 金	486千円
第4項 その他資本的収入	500,000千円
	支 出
第1款 工業用水道事業資本的支出	768,924千円

第1項 建設改良費 133,580千円

第2項 企業債償還金 635,344千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工 水 強 韌 化 事 業	令和6年度から 令和8年度まで	1,802,429 ^{千円}

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
施 設 整 備 事 業	71,400 ^{千円}	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和5年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 268,616千円

(2) 交 際 費 54千円

(他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業費の一部に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,984千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、75,917千円と定める。

令和5年度和歌山市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積	2, 460ha
(2) 年間処理水量	29, 022, 000m ³
(3) 一日平均処理水量	79, 295m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備事業	2, 899, 368千円
ポンプ場整備事業	589, 478千円
処理場整備事業	801, 635千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益	12, 209, 968千円	
第1項 営業収益	6, 544, 539千円	
第2項 営業外収益	5, 665, 429千円	
	支	出
第1款 下水道事業費	11, 016, 581千円	
第1項 営業費用	9, 904, 867千円	
第2項 営業外費用	1, 094, 714千円	
第3項 特別損失	2, 000千円	
第4項 予備費	15, 000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5, 075, 079千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額176, 926千円、当年度分損益勘定留保資金3, 897, 924千円、繰越利益剰余金処分額130, 989千円及び当年度利益剰余金処分額869, 240千円で補填するものとする。)。

	収	入
第1款 下水道事業資本的収入	7, 051, 669千円	
第1項 企業債	3, 833, 400千円	

第2項 補助金	2,364,627千円
第3項 負担金	852,642千円
第4項 分担金	1,000千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	12,126,748千円
第1項 建設改良費	4,291,760千円
第2項 企業債償還金	7,334,988千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	500,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造資金利子等補給事業	令和6年度から 令和11年度まで	千円 貸付限度額1,000千円 の4.38%と利息相当額
中央終末処理場汚泥処理施設改築事業	令和6年度から 令和9年度まで	4,441,424
管 渠 整 備 事 業	令和6年度	50,000
ポ ン プ 場 整 備 事 業	令和6年度	320,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 2,132,700	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和5年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
公共下水道事業借換債	201,000			
資本費平準化債	1,499,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 882,043千円

(2) 交際費 54千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,844,672千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち1,000,229千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 1,000,229千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、211,578千円と定める。

令和5年度和歌山市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	332戸
(2) 年間処理水量	101,800m ³
(3) 一日平均処理水量	278m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 農業集落排水事業収益	159,955千円
第1項 営業収益	17,155千円
第2項 営業外収益	142,800千円
支 出	
第1款 農業集落排水事業費	158,343千円
第1項 営業費用	140,326千円
第2項 営業外費用	7,715千円
第3項 特別損失	9,302千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額44,917千円は当年度分損益勘定留保資金43,429千円及び当年度利益剰余金処分額1,488千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 農業集落排水事業資本的収入	4,793千円
第1項 補助金	4,793千円
支 出	
第1款 農業集落排水事業資本的支出	49,710千円
第1項 企業債償還金	49,710千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ7千円及び8,900千円である。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 27,595千円

(2) 交際費 54千円

(他会計からの補助金)

第8条 農業集落排水事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、120,146千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち1,488千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 1,488千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,922千円と定める。

令和5年度和歌山市漁業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度漁業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	661戸
(2) 年間処理水量	140,400m ³
(3) 一日平均処理水量	384m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 漁業集落排水事業収益	165,002千円
第1項 営 業 収 益	30,612千円
第2項 営 業 外 収 益	134,390千円
支 出	
第1款 漁業集落排水事業費	153,471千円
第1項 営 業 費 用	130,414千円
第2項 営 業 外 費 用	11,903千円
第3項 特 別 損 失	10,154千円
第4項 予 備 費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額41,767千円は当年度分損益勘定留保資金30,345千円及び当年度利益剰余金処分額11,422千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 漁業集落排水事業資本的収入	5,088千円
第1項 補 助 金	4,894千円
第2項 分 担 金	194千円
支 出	
第1款 漁業集落排水事業資本的支出	46,855千円
第1項 企 業 債 償 還 金	46,855千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債

務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ2,527千円及び8,952千円である。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 27,602千円

(2) 交際費 54千円

(他会計からの補助金)

第8条 漁業集落排水事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、117,690千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち11,422千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 11,422千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,768千円と定める。

